

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和4年4月

興部町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 ······	1
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 ······	5
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標 ······	6
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 ······	6
第5 農業経営基盤強化に関する事項 ······	7
第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 ······	22
第7 その他 ······	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 興部町は、オホーツク管内の西北部、オホーツク海沿岸の中央に位置し、東は紋別市、西南は西興部村及び滝上町、西北は雄武町に隣接し東西34.2km、南北24.4kmで総面積は、362.45km²を有し、北見山地系山間部を源としてオホーツク海に注ぐ5つの河川と、その支流の流域に農用地が広がり海岸線に近づくにしたがってなだらかに起伏する段丘地となっている。地域の土地利用状況は全体の83%が森林・原野等で約17%が農用地である。

気象はオホーツク海流の影響を受けるため、年間を通じ概ね冷涼であり、冬季は北西風が強く海岸に流氷が接岸するなど厳しい自然条件の中にある。農地の土性は、帯状を呈した強い酸性の重粘土壌が広く分布していることから生産性が極めて低く、農業適地とは云い難い条件となっている。

2 興部町の農業は、従来畠作經營であったが、低温・冷害の影響を受け、昭和30年代に寒冷地に強い作目である飼料作物へと転換し、酪農専業地域として本格的な発展をしてきたところである。しかし、近年の農業情勢は国際化の急速な進展や輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷、家畜排せつ物等の環境問題、労働力不足、担い手の高齢化、後継者不足等により農家戸数が年々減少するなど一層厳しい事態に直面しており、それに伴う農地の流動化が一層進む可能性が高まっている。また離農等による農家人口の減少は農村集落の崩壊をも招くことから、地域社会全体に多大な影響を与える問題となっている。

3 興部町は、農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、興部町又はその近隣市町村において既に実現している優良な經營の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業經營の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね430万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700~2,000時間程度

※ 主たる従事者～農業經營において主体的な役割を担い、中心となって当該農業經營に従事する者

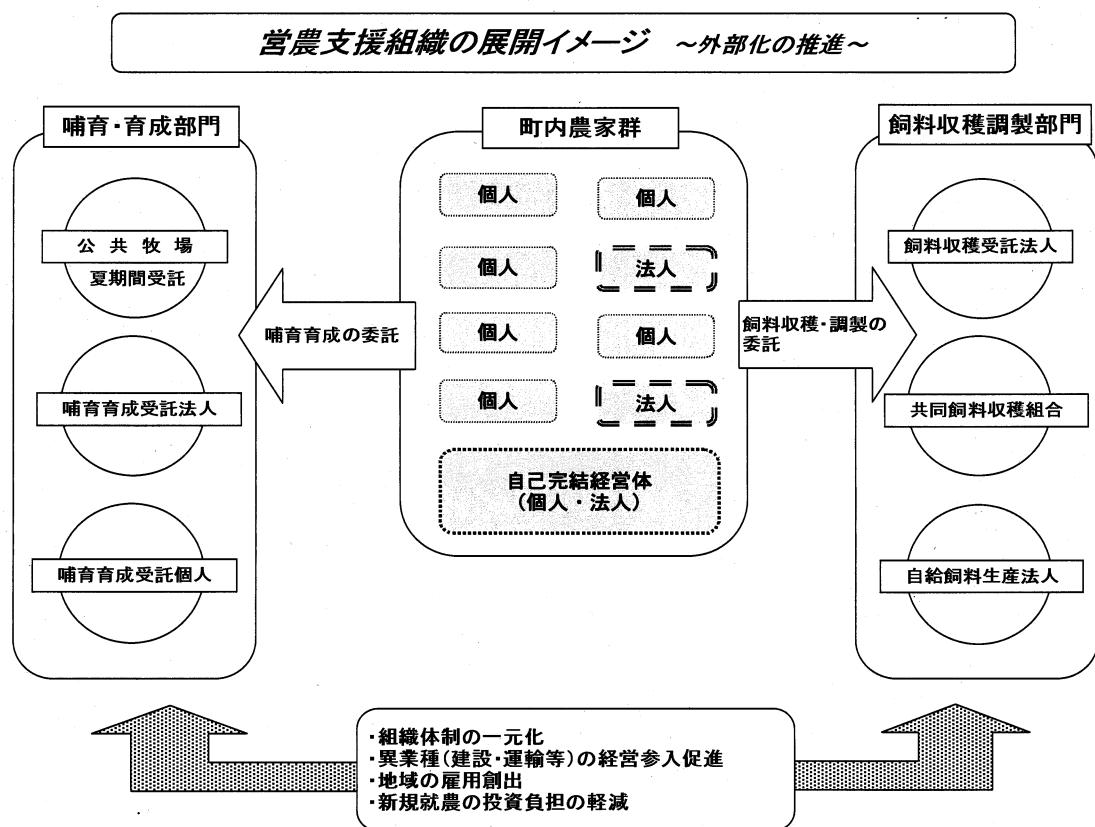
4 興部町は、将来の興部町農業を担う若い農業經營者の意向その他の農業經營に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある興部町の農業者が農業經營の発展を目指すに当たってこれを支援する各種制度を活用し総合的に実施する。

まず、興部町は、この目標を達成するために農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で、地域における話し合いを基本として、適正な指導を行うための体制をより強化し、営農診断、営農改善方策の提示等を行い地域の農

業者が主体性を持って自らの農業の将来方向について判断を行うことにより、農業者の経営改善計画書の自主的な作成や相互の連携が図れるよう支援する。

次に農業経営の改善に望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、草地改良等による高収益化を図り土地基盤整備の強化を推進していく。

営農支援組織（外部受託組織）は効率的な農業経営を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態に応じた生産組織への育成を推進し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。



5 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、興部町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

興部町は、北才ホーツク農業担い手対策協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を

含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進等をし、積極的な地域農業への参加・強力を促進する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

興部町の令和2年度の新規就農者（農家後継者を含む）は7人と、過去3カ年の平均を上回っている状況であるが、酪農・畜産の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうする青年の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、興部町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年670人の新規就農者の新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ興部町においては年間5人の当該青年の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

興部町又はその近隣市町村において既に実現している優良な農業経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得概ね350万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた興部町の取組

上記に掲げるよう新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合、生産組織等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 農業経営の法人化の推進

1戸1法人や複数戸法人、農外からの参入法人など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進。令和12年度における農業法人数の目標を20経営体とする。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、興部町における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

営農類型	個別	個別	個別	個別	法人	個別	個別	個別
	I 酪農専業 整飼50頭 部分放牧	II 酪農専業 整飼80頭 部分放牧	III 酪農専業 刈草150頭 舍飼	IV 酪農専業 ワリスト120頭 舍飼	V 酪農専業 ワリスト500頭 舍飼	I 肉専用繁殖酪農複合 繁殖50頭	II 肉専用繁殖専業 繁殖100頭	III 乳用種牛専業 素牛750頭
作付面積	55 ha	65 ha	97 ha	110 ha	380 ha	30 ha	75 ha	30 ha
飼 経産牛	50 頭	80 頭	150 頭	500 頭	500 頭	頭	頭	頭
養 育成牛	28 頭	49 頭	91 頭	73 頭	301 頭	頭	頭	頭
頭 数 計	78 頭	129 頭	241 頭	193 頭	801 頭	73 頭	185 頭	750 頭
機械施設	トラクター	2 台	2 台	3 台	7 台	1 台	1 台	2 台
	トラック	1 台	1 台	1 台	4 台	1 台	1 台	1 台
	ブロードキャスター	台	台	台	2 台	1 台	1 台	1 台
	モアコン	台	台	台	1 台	1 台	台	台
	テッダーレーキ	台	台	台	4 台	1 台	台	台
	ロールベラー	台	台	台	台	1 台	台	台
	ハーベスター	台	台	台	3 台	台	台	台
	タイヤショベル	台	台	1 台	2 台	台	1 台	2 台
	マニュアスプレッダ	台	台	台	台	1 台	台	台
	尿・スラリー散布機	台	台	台	台	1 台	台	台
	フロントローダー	1 台	台	2 台	4 台	1 台	1 台	2 台
	ペールクリッパー	1 台	台	台	台	1 台	1 台	1 台
	ロールカッター	台	1 台	台	台	台	台	台
	サブソイラー	台	台	台	2 台	台	台	台
	テッピングワゴン	台	台	台	1 台	台	台	台
	真空播種機	台	台	台	1 台	台	台	台
	ブームスプレーヤー	台	台	台	1 台	台	台	台
	ボトムブラウ	台	台	台	2 台	台	台	台
	ロータリーハロー	台	台	台	3 台	台	台	台
	ケンブリッジローラ	台	台	台	1 台	台	台	台
	追播機	台	台	台	1 台	台	台	台
	サイレージカッター	台	台	台	1 台	台	台	台
	ミキサーフィーダ	台	台	台	1 台	台	台	2 台
	自動哺乳システム	台	台	台	1 台	台	台	6 台
	ペールラッパー	台	台	台	1 台	台	台	台
	スピードスプレーヤー	台	台	台	1 台	台	台	1 台
	細断式ロールベラー	台	台	台	台	台	台	1 台
	家畜運搬車	台	台	台	台	台	台	1 台
	堆肥攪拌機	台	台	台	台	台	台	1 台
生産方式	牛舎	1棟 500m ²	1棟 800m ²	1棟 1650m ²	1棟 1320m ²	1棟 4840m ²	棟 m ²	棟 m ²
	育成舎	1棟 210m ²	1棟 362m ²	棟 m ²	棟 m ²	1棟 2241m ²	1棟 91m ²	1棟 228m ²
	繁殖牛舎(乾乳舎)	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	1棟 200m ²	1棟 720m ²	1棟 1800m ²
	カーフハッチ	9 個	5 個	17 個	13 個	56 個	個	個
	哺育舎	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	1棟 275m ²	1棟 42m ²	1棟 106m ²
	分娩舎	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	棟 m ²	1棟 426m ²	1棟 57m ²	1棟 142m ²
	屋外給餌場	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	151m ²	487m ²
	堆肥舎	1棟	1棟	棟	棟	棟	1 棟	1 棟
	施設	m ²	m ²	1276m ²	1132m ²	5298m ²	m ²	m ²
	整備	スラリータンク	m ²	m ²	1132m ²	5298m ²	m ²	m ²
	機械庫	50000 1台	60000 1台	80000 1台	80000 1台	150000 1台	l 台	l 台
	飼料庫	1棟 792m ²	1棟 792m ²	1棟 792m ²	1棟 792m ²	1棟 93m ²	1棟 69m ²	1棟 215m ²
	バケンクリーナー	1 台	1 台	台	台	台	台	台
	スキットローダー(除糞・敷料)	台	台	台	1 台	2 台	1 台	2 台
	バイブライインミルカー	6 ユニット	8 ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット
	バーラーシステム	W	W	ヘリンボーン6W	W	W	W	W
	搾乳口ボット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット	ユニット
その他の	経営形態	家族経営	家族経営	家族経営	法人経営	家族経営	家族経営	家族経営
	飼養方式	ST	TS	FM	FR	FM	牛房群飼	群飼
	外 飼料	一部	○	○	○	○	○	○
	化 ふん尿	○	○	○	○	○	○	○
	収穫機械の共同利用	コントラ	コントラ	コントラ	コントラ	コントラ	一部コントラ	コントラ
給与方式	分離給与	分離給与	TMR	TMR	TMR	分離給与	分離給与	分離給与
農業従事者の態様等	パッセによる經營計画、労務、財務管理	○	○	○	○	○	○	○
	青色申告の実施	○	○	○	○	○	○	○
	第三者による經營診断の実施	○	○	○	○	○	○	○
	乳牛検定データーの活用	○	○	○	○	○	一	一
	計画的な草地更新と適切な肥培管理	○	○	○	○	○	○	○
	損益と原価の把握、分析	○	○	○	○	○	○	○
	家族経営協定の締結	○	○	○	○	○	○	○
	労働時間の軽減	○	○	○	○	○	○	○
農業従事者の態様等	飼養衛生管理基準の遵守	○	○	○	○	○	○	○
	ヘルパー利用による休日確保	○	○	○	○	○	一	一
	労働者	3人	3人	3人	3人	5人	1人	1人
	補助労働者	1人	2人	2人	1人	4人	1人	1人
	常時雇用	人	人	人	人	3人	人	1人
農業従事者の態様等	臨時雇用	人	人	人	人	2人	人	人
	目標所得	565万円	1,237万円	1,375万円	850万円	6,511万円	421万円	833万円
	目標所得率	13.8%	16.8%	9.6%	7.0%	13.3%	29.1%	22.8%
								6.9%

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に興部町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、興部町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【酪農・畜産を主体とする地域】

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業	<p><作付面積等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牧草(採草) 45.5ha ・牧草(放牧) 13.3ha <p>経営面積計 58.8ha (うち借地 11.8ha)</p> <p><飼養頭数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産牛 40頭 ・育成牛 29頭 <p>常時飼養頭数 69頭</p>	<p><機械施設設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(400m³) 1棟 ・育成舎(210m³) 1棟 ・機械庫(198m³) 1棟 ・カーフハッチ 5個 ・堆肥舎(263m³) 1式 ・尿溜(202m³) 1式 ・パルクーラー(5,000L) 1台 ・パイプラインミルカ(6台) 1式 ・バーンクリーナー 1式 ・トラクター 2台 ・農用トラック(2tダンプ) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ飼いによる飼養管理 ・コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・資金繰り表等による資金管理 	<p><家族労働力></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 2人 3,600時間 ・雇用 540時間 <p>(主たる従事者 1,800時間／1人)</p> <p><経営収支></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業粗収益 3,800万円 ・農業経営費 2,710万円 ・農業所得 1,090万円 <p>(主たる従事者 540万円／人)</p>

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他の農用地の利用関係の改善に関する事項

興部町においては、農業者の平均年齢は49歳、後継者のいる農家は22%で、離農や規模縮小に伴い供給される農用地を、農地移動適正化あっせん事業や農地売買等事業により、認定農業者等効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきており、令和3年3月末現在で、農用地面積の90.7%がこれら経営に利用集積されている。

今後10年間の見通しでは、高齢化や後継者不在により7戸の農家が離農し、34.2haの農地が供給されることが予想されることから、受け手の確保及び遊休化の防止が課題である。

興部町農業の持続的な発展を図っていくためには、認定農業者の育成・確保、法人化の推進、新規就農者の育成・確保等、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとお

りとともに、経営農地が分散している地域もあることから、農業経営のさらなる効率化・安定化を図るため、農用地の集約化の割合が高まるよう努める。

※効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
95%	

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、実質的な規模拡大や高齢化や後継者不在による労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託への取組を推進し、農作業効率を高め、一層のコスト低減を図ることを目的とした生産基盤の整備や農用地の集約化（交換分合事業等）等を推進する。

第5 農業経営基盤強化に関する事項

農業経営基盤強化促進事業に関する事項

興部町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、興部町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
 - ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
 - ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
 - ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
 - ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- これらの各事業については、事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ①耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（イ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農業所有適格法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を受ける場合、には、①の限りではない。

④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令

第219号。以下「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 興部町長への確約書の提出や興部町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 興部町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 興部町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農地利用集積計画の策定時期

- ① 興部町は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 興部町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 興部町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、興部町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 興部町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4) の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 興部町は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、興部町農業委員会の決定を要しない。

- ② 興部町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（※施行規則第18条第2号に規定される団体を含む）の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、興部町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 興部町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその

栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項

⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

① 興部町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 興部町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、興部町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、興部町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ 興部町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

興部町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる

事項（⑦の農業経営の状況を除く）を興部町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

興部町が（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

興部町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 興部町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 興部町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 興部町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を興部町の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 興部町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 興部町農業委員会は、(7) の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。興部町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

興部町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規定を作成し、それに基づいて認定農

業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは基本要綱様式第4号の認定申請書を興部町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。
- ② 興部町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 興部町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を興部町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経

営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 興部町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（7） 農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 興部町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を興部町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、興部町に意見書を提出することができる。
- ④ 興部町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、興部町は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、興部町の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を興部町に届け出るものとする。
- ③ 興部町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5) の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認めるとときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 興部町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るために必要があると認めるとときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 興部町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるよう努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

興部町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託

の組織的な促進措置との連携の強化

- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

興部町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。また、北才ホーツク農業担い手対策協議会を中心に意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、人材の育成を積極的に推進する。また、酪農ヘルパーの利用と家族経営協定の締結の促進を図り、休日の増加、労働・環境の整備を進め、人材の育成・確保を推進し充実した農業経営が行えるように努める。

5 新たに農業経営を営もうとする青年の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、北才ホーツク農業担い手対策協議会及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修生やインターンシップの受入を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

興部町が主体となって北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、

指導農業士、農業協同組合、生産組織等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他に、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でサポート

新規就農が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

北才ホーツク農業担い手対策協議会が実施する事業に関係機関が連携を図り、新規就農・担い手の確保や配偶者対策などの取組を推進する。また、農業協同組合が主体となり、興部町・北才ホーツク農業担い手対策協議会・農業改良普及センターが連携し、農業大学等に出向き交流会や牧場見学などを通じて興部町の酪農畜産についてのPRに取組。

就農に向けた情報提供及び就農相談については北才ホーツク農業担い手対策協議会、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、興部町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

興部町は、1～6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 畜産担い手育成総合整備事業の導入による農業基盤整備事業を通じて、主に草地基盤に係る自給飼料作物の安定生産や効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。

イ 大型経営体を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るために近代化施設等の導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に資するよう努め

る。

ウ 地域の農業の振興に関する他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

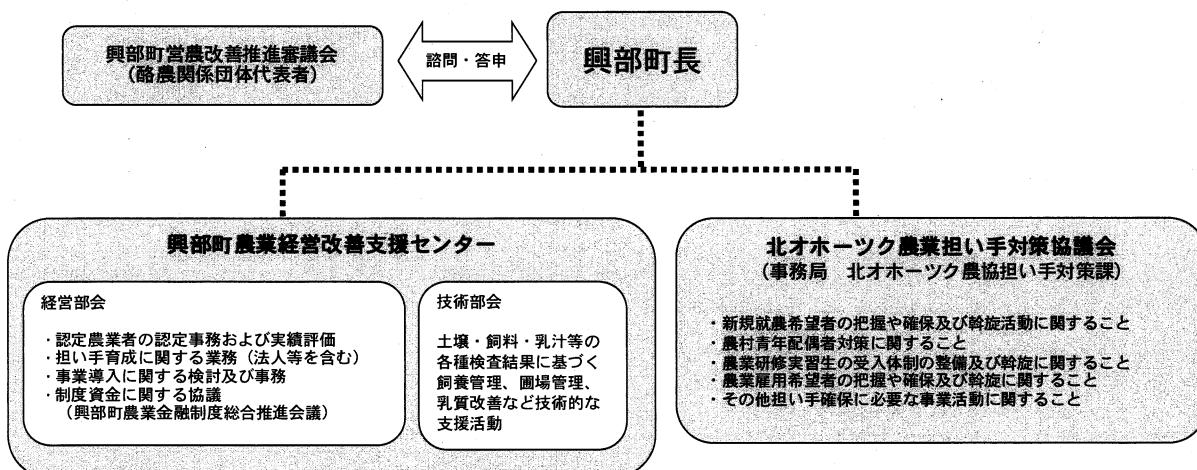
(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

興部町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、北才ホーツク農業担い手対策協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、興部町は、このような協力の推進に配慮する。



第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 興部町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 興部町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を推進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成22年 5月 6日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成23年11月10日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成28年12月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 4年 4月14日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

- 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農地法施行令（昭和27年政令第445号第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (3) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る）
 - (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る）
 - 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（4）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - ① 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
……第5の1の（1）のアの（ア）（法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項
 - ② 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - ③ 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）
……その土地を効率的に利用することができると認められること
- 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
 - (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
 - (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地につ

いて利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)

- (3) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (4) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において（1）から（4）掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
- ① 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- ② 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）
……その土地を効率的に利用することができると認められること

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農業近代化資金融通法政令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において（1）から（2）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
- ① 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）
……その土地を効率的に利用することができると認められること

別紙2（第5の1の（2）関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は、1～20年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適當な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当ないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比照して算定し、近傍の借賃が大きいときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適當な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、興部町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

	「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつ定めるものとする。		
--	---	--	--

II. 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適當な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借貸」とあるのは、「損益」と、「貸貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算出される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>

